売買・建築手続の流れ

買受申込

10日以内

・保留地買受申込書
・申込金・・・5万円

売買契約の締結

・契約日より1ヶ月間

ローン特約
（白紙解除可能）

・金融機関へのローンの申込
・保留地のため抵当権設定は不可

2ヶ月以内

・手付金（契約金額の10%）
・手付金流し、倍返しで解除可

必要に応じて保留地証明の発行

・契約後いつでも組合へ請求可

組合への保留地証明の発行依頼

・組合より施工者へ発行

売買代金残金受領

負担金受領

・負担金（消雪負担金15万円,上水道加入金8.7万円,コミュニティセンター金15万円
下水道受益者負担金465円/㎡）

土　地　の　引　渡　し

・注意：一旦、保留地を購入し(契約後)第三者へ売渡す場合は土地区画整理組合に「権利譲渡承認申請書」を提出する必要があります

協定の「着工届け」提出 → グリーンステージへ提出 → 組合

※2部提出
【添付図面】
附近見取り図、配置図
各階平面図、立面図

区画整理法第76条の許可申請提出 → 組合へ提出 → 申請者 → 高岡市都市計画課 → 申請者

・76条、「意見書」交付

・76条許可書控え

※2部提出
【添付図書】
念書、重図、保留地区画図
建築図面、売買契約書の写し

6～10日

建築確認申請

建物表示・保存登記

・購入者負担

底地の地番にて登記

建物抵当権設定登記

・購入者負担

区画整理登記

平成24年度予定

・組合事業で土地表示登記（組合負担）
・仮換地地番で登記されている建物登記について表示変更（組合負担）
・住民票の住所の変更がなされる

保存登記

・組合で保留地の保存登記（組合負担）

所有権移転

・土地所有権移転登記に必要な費用は購入者の負担
・建物についての所有者の住所変更登記は購入者の負担

区画整理事業完了